

一般社団法人日本スクエアダンス協会
北海道統括支部 支部規約

改定 2024年7月6日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本スクエアダンス協会(以下「協会」という。)支部規程第8条の規定に基づき協会北海道統括支部(以下「本統括支部」という。)の設置運営に関し必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 本統括支部は、定款第3条及び支部規程第2条に定める支部として設置する。

(事務所)

第3条 本統括支部の事務所は、北海道札幌市に置く。

(目的)

第4条 本統括支部は、定款第4条に定める目的を達成するため、関係諸団体及び地方公共団体等との連絡・協調を図り、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 本統括支部は、上記目的を達成するため、協会と所管内の単位団体の連絡・調整を行うとともに、本統括支部の特徴を生かして、次のような事業を行う。

- 1、所管内の単位団体との連携・協力及び調整
- 2、所管内の地方公共団体、関係諸団体等との連絡・協力
- 3、所管内におけるスクエアダンスの広報
- 4、所管内のスクエアダンス愛好者の資質向上及び指導者・団体等の育成
- 5、所管内のスクエアダンス愛好者相互及び地域住民との交流
- 6、その他、本統括支部の目的の達成に必要な事業

第2章 役員等

(役員)

第6条 本統括支部に、統括支部長および役員のほか、監事を置く。

- | | |
|--------------|----|
| 1. 支部長 | 1名 |
| 2. 統括支部役員 | |
| (1) 副支部長 | 1名 |
| (2) 事務局長(会計) | 1名 |
| 3. 統括支部監事 | 2名 |

(役員の仕事)

第7条 支部長は、支部規程第7条第1項に定める統括支部長とし、本統括支部を代表し本統括支部をまとめる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、本統括支部の事務及び会計を担当する。

事務局長不在の場合は支部長が兼務し、事務局に若干名の事務局スタッフを置くことができる。

4 統括支部監事は、本統括支部の会計及び事業を監査する。

5 統括支部長が協会の代表理事もしくは執行理事に選任されたときは、副統括支部長が新たに協会の理事候補となり、統括支部長になる。また、副統括支部長は、新たに幹事の中より選出する。

(統括支部役員を選出)

第8条 統括支部役員を選出は、次のとおりとする。

1. 統括支部長および役員は、幹事会において幹事の中から選出する。

2. 統括支部監事は、幹事を含む支部会員の中から広く公募し、幹事会において承認する。

(統括支部役員任期)

第9条 統括支部役員及び幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 統括支部役員に欠員が生じた場合は、欠員を補充することとし、補充する統括支部役員は幹事会において選出する

3 幹事に欠員が生じた場合は、欠員を補充することができるものとし、補充する幹事は、当該単位団体が選出する。

4 補充された統括支部役員及び幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 統括支部役員及び幹事は、任期満了後、後任が選出されるまでの間、その職務を遂行する。

第3章 会議

(会議)

第10条 本統括支部の会議は、幹事会とする。

2 本統括支部に、統括支部専門委員会を置く。統括支部専門委員会に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

(幹事会)

第11条 幹事会は、少なくとも年1回支部長が招集し、会議の議長となる。

2 支部長が必要と認めるときは、臨時幹事会を開くことができる。

- 3 幹事の3分の1以上から請求があったときは、支部長は、その請求があった日から30日以内に臨時幹事会を招集しなければならない。

第12条 幹事会は、次の事項を審議し、決定し、これを執行する。

- 1、事業報告及び事業計画
- 2、決算及び予算
- 3、監査報告
- 4、協会の理事候補の選出及び協会への推薦
- 5、統括支部役員を選出
- 6、統括支部規約の改正
- 7、統括支部専門委員会の設置
- 8、その他必要な事項

(会議の成立、議決)

第13条 幹事会は、過半数の出席をもって成立する。

- 2 幹事が出席できない場合は、同じ単位団体の普通会員が幹事代理として出席することができる。幹事代理は、幹事と同等の発言権、決議権を有する。

第14条 議決は出席幹事の過半数を持って決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 会計

(経理)

第15条 本統括支部の経費は、協会地域普及事業費、事業参加費、寄付金、その他別に定める費用をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本統括支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補足

第17条 この規約に定めるもののほか、本統括支部の運営について必要な事項は、支部長が別に定める。

附則

第1条 この規約の制定日及び改定日は次のとおりとする。

施行日 平成22年4月25日

改定日 平成24年7月8日 一部改定 第6条 および第8条

改定日 平成27年4月26日 一部改定 第7条に 5項を追加

改定日 平成30年4月22日 一部改定 第7条3項に事務スタッフを追加

改定日 2022年4月24日 一部改定 第8条2項

改定日 2024年7月6日 一部改定 第7条5項

- 2 協会設立当初の統括支部役員は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

支部長 齊藤 正也

副支部長 佐々木 修

事務局長(会計) 佐瀬 環慈

統括支部監事 神谷 捷也、竹之内とも子

- 3 協会設立初年度の本統括支部の事業計画、予算、会計年度等は、定款附則の定めるところに準ずる。